

参考資料 3

食と農林漁業の再生実現会議 運営要領

食と農林漁業の再生実現会議（以下「会議」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 会議における配布資料は、会議終了後、原則として、公表する。
2. 会議終了後、議長の指名する副議長又は当該副議長の指名する者が記者会見を行い、議事内容を説明するものとする。
3. 会議の議事要旨を、原則として、公表する。
4. この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で決定する。